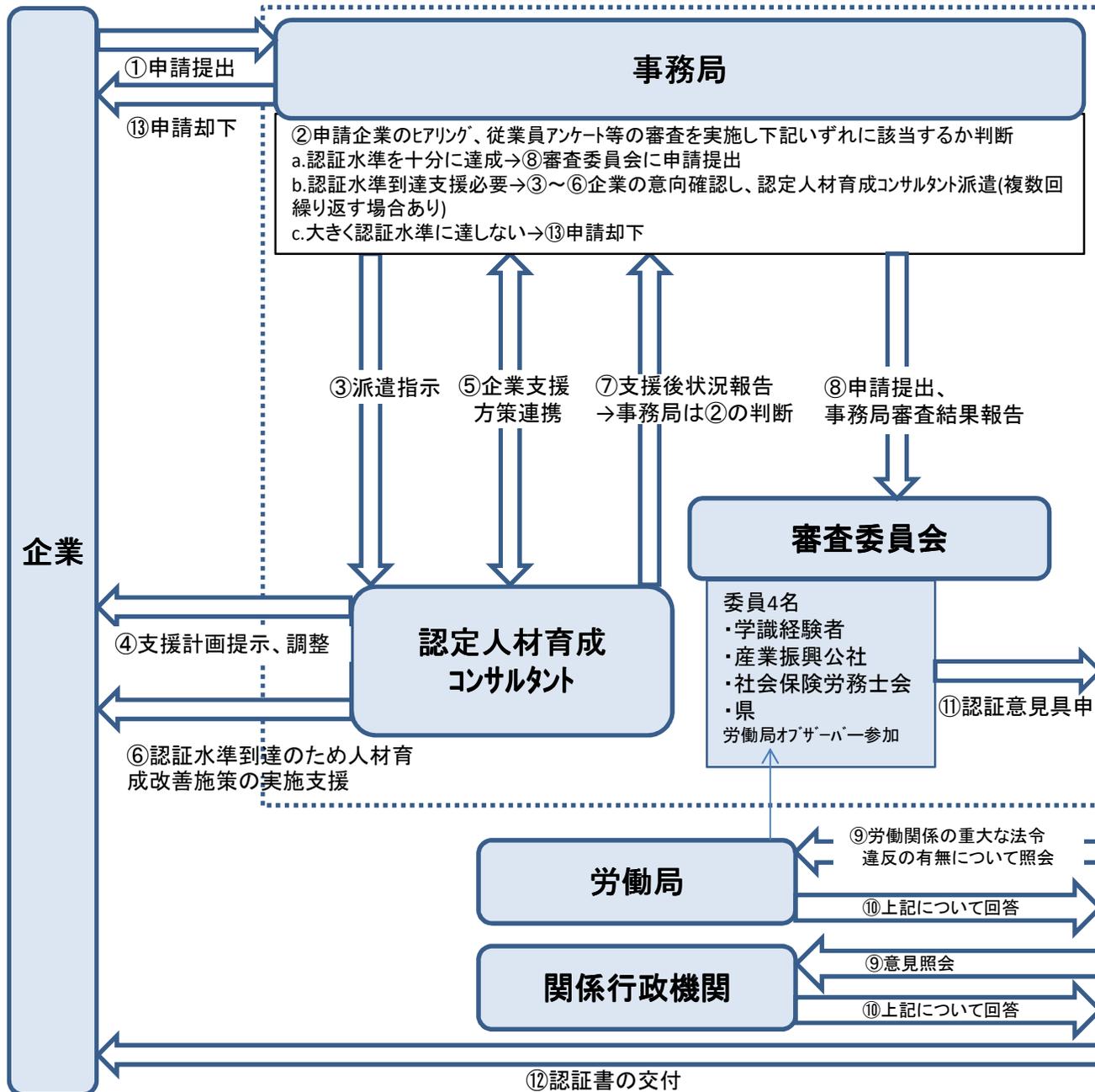


沖縄県人材育成企業認証制度(認証のプロセス)



【別紙2】

事務局:

認証制度の周知広報、企業支援施策企画実施、認証申請受付、認証手続きの進捗管理・支援。

認証申請企業の提出書類審査と検閲のためのヒアリング等の審査、判断。

企業の審査および審査結果に基づく判断を行う者は、人材育成一般の基礎的知識に加えて認証制度の趣旨理解、業界特性も認識した者を充てる。

認定人材育成コンサルタント:

企業の人材育成改善方を企画実施し、認証水準到達を支援する者。人材育成推進者養成講座修了者やそれに匹敵する十分な人材育成の実績と経験を有する者を、審査委員会で認定登録。

審査委員会:

認証申請書類や企業ヒアリング等の審査結果を基に審議し、県に認証意見を具申する。学識経験者、県産業振興公社、社会保険労務士会、県で構成する。労働局はオブザーバー参加。

認証期間及び中間報告:

認証期間は3年間とする。1年毎に中間報告の義務があり、認証期間満了時は再認証の申請を行う。

スケジュール:

- ・平成25年11月21日認証申請受付開始(キックオフシンポジウム開催)
- ・平成26年3月 第1回分認証
- ・平成26年4月 本格実施

認証申請企業のメリット:

・認証取得の過程において、企業組織診断や人材育成コンサルを受けることができる。

認証取得企業のメリット:

・人材育成に優れた企業として、求職者に強くアピールすることができ、優秀な人材の確保ができる(ハローワーク求人票における認証企業であることの明示など)。

・県の各広報や認証制度パンフレットで認証取得企業として紹介されることによる企業イメージ向上。

・認証企業に限定した合同企業説明会・面接会の実施など。